



社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発刊元 西濃人財教育経営センター

仕事と介護の両立を
推進しています

一業務案内一

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介
賃金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

協会けんぽが新様式になりました

健康保険の給付の請求などに使う様式が、令和5年1月から新しくなっています。協会けんぽでは「旧様式でも当分の間は受け付けられますが、処理に時間を要する場合があります」ということで、病院に記入依頼するなど今から申請書の作成を行う場合は、新様式でご対応ください。協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



新様式の大きな変更点が、傷病手当金や出産手当金の様式から「受取代理人」欄が削除され、本人名義の口座情報を記入する欄だけになったことです。今までであれば、何らかの事情や希望により本人が会社を受取代理人に委任し、会社が本人に手当金相当額を支払って、給付は会社口座に入るようにするということが実務ではしばしば行われていましたが、原則この扱いが出来なくなりました。ただし、例外として実習生が帰国のため口座を解約する等事情があって本人以外の口座に振り込む必要があると認められた場合は、協会けんぽに連絡し理由を説明した上で、代理人の届出書で対応は可能とのことです。

賃金引上げ等の実態に関する調査

厚生労働省は、令和4年の「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。この調査結果は、常用労働者100人以上を雇用する民間企業2,020社からの回答に基づくものです。

◆賃金を引き上げる企業が85.7%

令和4年中における賃金改定の実施状況は、1人平均賃金（基本給や諸手当を含み、割増賃金や慶弔金等の特別手当は含まない1ヵ月1人あたりの賃金平均額）を引き上げた・引き上げる企業の割合は85.7%（前年80.7%）となり、3年ぶりの増加となりました。産業別では「学術研究、専門・技術サービス業」が95.7%、次いで「建設業」が95.4%と高くなっています。また、1人平均賃金の改定額は5,534円（前年4,694円）、改定率は1.9%（前年1.6%）でした。

◆業績を踏まえつつ、労働力の確保を

調査では、賃金改定の決定で最も重視した要素は「会社の業績」40%、次いで「労働力の確保・定着」11.95%となっています。賃上げ要請や人材確保の課題のもと、業界や他社の動向も踏まえつつ、自社の戦略を立てていくことが必要となるでしょう。



解雇無効時の金銭救済制度の検討

労働関係について個々の労働者と事業主との紛争解決のための「個別労働紛争解決促進法」が平成13年10月に施行され、紛争当事者による紛争の自主的解決の促進が図られている一方、厚生労働省が設置した専門家検討会では、平成25年以降「労働関係紛争解決システム」の予見可能性の向上（解決金額の水準のデータの収集、整理、公表等）の在り方について検討されており、令和4年4月には報告書が公表されました。その中で個別労働紛争において、労使合意による解決金の支払いによって退職する場合、その金額にばらつきがあり労働者救済の観点から課題が指摘されています。また無効な解雇が行われた場合に、労働者の請求により使用者が「労働契約解消金」※を支払って労働契約を終了させる場合、その金額の算定の基準となる要素としては、給与額、勤続年数、年齢、合理的な再就職期間、解雇に係る労働者側の事情、解雇の不当性などが挙げられています。労働契約解消金については、①職場復帰せずに労働契約を終了する代わりに受け取る「解消対応部分」（慰謝料的な損害賠償部分を含む。）と②「バックペイ部分」（解雇が無効になる場合に発生する未払い賃金債権に相当するもの）といった要素がありますが、労働契約解消金は、①を基本的要素としたうえで労働者保護の観点から②をも加えていくかどうか今後検討される方向です。

※労働契約解消金…無効な解雇がなされた場合、その労働契約を終了させるために労働者の請求によって使用者が支払う金銭等

雇用関連ニュース

●雇用保険料率の0.2%引上げへ

（1月16日）—

政府は現在1.35%の雇用保険料率を今年4月から法律上の原則通り0.2%引上げ1.55%と発表した。コロナ禍で雇用調整助成金の支給が増え雇用保険の財源不足が問題となっていることを踏まえ、これまでの暫定的に引き下げていた料率を原則に戻します。

●コロナ休業支援金等3月末まで

（12月29日）—

厚生労働省は、休業支援金・給付金と緊急雇用安定助成金を2023年3月末に廃止する方針を明らかにした。2つの制度は2020年4月以降のコロナ禍で生じた休業分を対象に新設されたが、企業の業績が回復してきたため支給を終える。

●労組の組織率が過去最低の16.5%に

（1月5日）—

厚生労働省の発表によると、2022年6月時点の労働組合員数が999万2,000人（前年比0.8%減）となり、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）が過去最低の16.5%となった。また労働組合の数は2万3,046（同1.5%減）で1960年以来の少ない水準となった。

●11月の有効求人倍率は横ばい、失業率は改善

（12月28日）—

厚生労働省は12月27日、11月の有効求人倍率（季節調整値）が1.35倍と前月から横ばいだったことを発表した。新規求人数は86万5,294人（前年同月比8.7%増）だった。宿泊・飲食サービス業を中心に求人が増えました。

2つ星で「監査除外」へ ～運送業～

国土交通省は、働き方改革に取り組む優良な運送事業者を認証する「働きやすい職場認証制度」の更なる普及強化を図っています。現在この認証制度には「1つ星」「2つ星」そして「3つ星」があり、3,278社が認証しています。認証されるとハローワークの求人票で認証マークを表示できるインセンティブを用意しています。2023年度からは更に「2つ星」のうち対面で審査した営業所に対しては、地方運輸局が定期的に営業所へ立ち入る監査の対象から除外する規定を設ける予定です。

申請時には、次のような書類等を整備する必要があります。

- ・就業規則（付属規程も含め）
- ・労使協定（運転手の時間外労働が年960時間以内に収められている）
- ・勤務終了後の休息時間を9時間以上とすることが定められている。
- ・その他「心身の健康」「多様な人材確保・育成」「先進性」など30項目

◆国土交通省の監査方針とは

国土交通省の監査方針は、事故や法令違反をきっかけとする監査のほか、長期間立入りを実施していない営業所には定期的に監査することを定めています。（安全対策を積極的に取り組む「安全性優良事業所（Gマーク）」を除外することを規定しています。）監査の際注意する点としては、長時間労働の有無、点呼の遵守など運行管理状況、また賃金の支払い状況の確認などです。

◆更に

星の数に限らず、事業主が労働者に免許を取得させる際の支援も行います。認証事業者のみを対象に大型免許取得支援をするための補助金制度の創設、またバス・タクシー事業者には2種免許の取得補助金制度を立ち上げ、認証事業者を優先的に助成対象とするほか、助成金額を引き上げる措置を検討しています。

◆厚生労働省においても

厚生労働省ではトラックなど自動車運転者の拘束時間を定めた改善基準告示を改定するとともに、各都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を立ち上げました。トラック運送業では、荷主の都合で長時間の荷待ちが発生するケースが少なくないことから荷主側への周知活動を展開します。活動を効果的に行うため、厚生労働省ホームページ内の情報提供メール窓口に寄せられる情報に基づき、労働基準監督署のメンバーが発着荷主を訪問し、恒常的な荷待ちの改善に向けた配慮に努めるよう要請します。

～新入社員等研修セミナー開催について～

新入社員から入社3年までの社員を対象に別紙の通り4月6日（木）新入社員等研修セミナーを開催致します。参加ご希望がございましたら当事務所までご連絡下さい。